

国保の加入や脱退は届出が必要です

◆届出は14日以内に

国保への加入の届け出が遅れると、保険税をさかのぼって納めていただくこととなります。また、脱退の届け出をされるまで、勤務先の保険料と二重に納めていただくことになるなど負担も大きくなります。さらにこの間に資格のない被保険者証を誤って提示し、医療機関で受診されると、医療費を返還しなければならなくなる場合もあり、トラブルの原因となります。

下表のようなときは、忘れず届け出を行いましょう。なお、住民票で同じ世帯の方以外が手続きをされる場合は委任状が必要になります。

◆被保険者証の更新時期について

現在お持ちの被保険者証（紫色）の有効期限は、原則として平成31年7月31日までとなっています。引き続き、4月以降もご使用いただけますので、返却しないようご注意ください。平成31年度以降は、被保険者証の更新時期が4月から8月に変更となります。

	こんなとき	手続きに必要なもの	共通して必要なもの
加入する 国保に	他の市町村から転入してきたとき	転出証明書等	・印かん（朱肉を必要とするもの） ・窓口で手続きされる方の本人確認ができるもの（写真付きのものは1点、それ以外のものは2点） ・窓口に来られる方と健康保険の手続きが必要な方の個人番号が分かるもの
	勤務先の健康保険の被保険者でなくなったとき	退職（勤務先の健康保険の資格を喪失）したことがわかる証明書など	
	勤務先の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者からはずれたことがわかる証明書など	
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳	
脱退する 国保から	他の市区町村へ転出するとき※	被保険者証	
	勤務先の健康保険の被保険者になったとき	勤務先の健康保険の被保険者証・国保の被保険者証	
	勤務先の健康保険の被扶養者になったとき	被保険者証	
その他	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	被保険者証	
	修学のため、子どもが他の市町村に居住するとき	被保険者証・在学証明書	
	被保険者証をなくしてしまったとき	本人確認ができるもの（免許証など）	

※滋賀県内の他市町へ転出するときも、日野町の国保を終了する手続きが必要です。

綿向雑感

— 2019年3月 —

日野町長 藤澤 直広

NHK大河ドラマ「いだてん」、明治の時代に初めてオリンピックスタックホルム大会に参加した金栗四三が主人公です。柔道家で有名な嘉納治五郎が大日本体育協会の会長でオリンピックは平和の祭典として日本人の出場のために尽力します。2回目の東京オリンピックが来年にせまりました。レスリングの園田選手の出場を応援するノボリ旗があちこちにはためています。みんなで応援したいと思います。

日野町のレスリングは、昭和56年の「びわこ国体」で活躍された選手（南敏文日野高校教諭ら）が国体後、競技の普及に努力され広がりました。日野高校レスリング部やその卒業生は現在も大活躍です。園田さんもその一人です。歴代の選手や関係者の皆さんの力で今年も2月10日、第4回日野町少年少女レスリング大会が大谷体育館で開催され、県内外から約400人のチビッ子が参加し熱戦を繰り広げました。

滋賀県で2024年に2回目

の国体が開催されます。日野町では大谷公園の野球場を改修し軟式野球を開催する予定です。滋賀県では、陸上競技場（彦根）、体育館（大津）、プール（草津）などの建設に多額の経費が必要となり心配の声もあがっています。滋賀県の国体開催基本方針では「滋賀の未来に負担を残さない」とし「既存施設の有効活用や、大会運営の簡素化・効率化を徹底する」とあります。真にこうした方針のもとで「夢や感動、連帯感を共有できる大会」となることを願うものです。

ところで、スポーツといえはルールを守り公平公正であることが求められます。政治や行政の場も、公平・公正でなければなりません。「不景気も統計ひとつで好景気」と総務省の「統計の日」の標語募集に寄せられたといひます。毎月勤労統計調査の「偽装」、昨年来の森友学園、加計学園問題も何ら説明されていません。

今年も住民の皆さんの気持ちを寄せて「日野ひなまつり紀行」が開催されています。春はもうそこまで、あたたかい信頼できる政治を実現するために力を合わせましょう。

参考にしてください

農地の賃借料情報

◆平成30年中に締結(公告)された賃貸借契約における賃借料(10a当たり)

なお、農地の耕作条件等により収入(収穫量)や経費(労力)は異なりますので、個々の賃借料については「賃借料情報」を参考に、貸し手・借り手双方による話し合いで決めてください。

	平均額	最高額	最低額	データ数 (うち物納数)
日野町(水田)	5,200円	8,000円	3,000円	68件(9件)

※使用貸借(無償貸借)契約(79件)は除いています。

※賃借料を物納支給(水稻)としている場合は、米60kgあたり12,300円に換算しています。

※標準的な水準を算出するため、賃借料データの平均値±70%を超える金額は除いています。

※金額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。

●農地の許可申請受付期間

農地や採草放牧地の権利移動や転用行為について、農地法に基づき許可申請を行う必要があります。

権利移動や転用行為により、許可基準や申請書類が異なりますので、あらかじめ農業委員会事務局へご相談ください。

なお、許可を受けないで農地を転用した場合や、転用許可どおりに事業をしていない場合、農地法違反となり、罰則の適用もあります。

◆申請書類の受付 毎月20日締め切り

(土・日・祝日の場合はその前日)

※事前に農業委員・農地利用最適化推進委員が現地を確認のうえ、意見を記入するため一定の期間がかかります。

※受付締め切り日以降に申請された案件は翌月の受付扱いとなります(期間厳守)。
例えば、

3月20日申請→4月総会審議案件
3月22日申請→5月総会審議案件

◆総会日程 毎月10日

(土・日・祝日の場合はその前日)

※総会日程は都合により変更になる場合があります。

●農地の賃借について

農地の貸し借りの中で、農地法、農業経営基盤強化促進法等による貸借関係以外の農地の貸し借りは、法律上での耕作権が保障されず不安定な契約になります。

農地の貸し借りの方法として、農業委員会が進めています「利用権設定」があります。この方法であれば貸借期間があり安心して貸し借りができます。

●農地の相続等の届出について

相続などにより、農地法の許可を必要としない農地の権利取得をしたときは、農業委員会への届出が必要となります。

相続などによる農地の権利移動を農業委員会がきちんと把握することで、農地の有効利用を進めることを目的としています。



◆問い合わせ先 農業委員会事務局(農林課内) ☎0748-52-6563